

特定非営利活動法人 あい愛 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 あい愛 という

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を 千葉県成田市三里塚光ケ丘1番地958に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、支援の必要な高齢者等に対して、性別に関わりなく誰もが安心して地域で生活するために必要とされる福祉サービスを行い、在宅福祉の増進と住みよい街づくりの増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行なう。

- ① 介護保険法による指定居宅サービスのうち、訪問介護、通所介護の各事業及び指定居宅介護支援事業
- ② 介護保険法による指定介護予防事業のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の各事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑤ 家事援助及び介護介助等の事業
- ⑥ 通所介護等の日帰り介護事業
- ⑦ 福祉相談事業
- ⑧ グループホームに関する事業
- ⑨ 通院等の送迎及び移送サービス事業
- ⑩ 小規模多機能型居宅介護事業、介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- ⑪ 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑫ 男女共同参画を推進する事業
- ⑬ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(入会等)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助し、後援するため入会した個人又は団体

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告をうけたとき

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拋出金品の不変換)

第11条 すでに納入した会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の職務の執行状況を監査すること

(2) この法人の会計・財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は元任者の任期の残任期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の決議により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(種別)

第17条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任及び職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き 理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号、第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議に日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選任されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を出席と認めることができる。

(議決)

第24条 総会における決議事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知されたことについて書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においてはその正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会はこの定款で別に定めるほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 現理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第32条 理事会における決議事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき、議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者、表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける事ができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算は毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けて、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、

かつ軽微な事項を除いて諸官庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所管庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所管庁の認定を受けなければならない。

(精算人の選任)

第44条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所管庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報に掲載する。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。